

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	只見町

只見町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 只見町農林建設課
所在地 南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039
電話番号 0241-82-5230
FAX番号 0241-82-2845
メールアドレス rinsei@town.tadami.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ イノシシ、カワウ、カラス、ハクビシン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	福島県南会津郡只見町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	水稻	12.5a 139.1 千円
	トウモロコシ	2.8a 22.6 千円
	ナス	2.0a 84.5 千円
	カボチャ	4.8a 54.8 千円
	キュウリ	0.5a 78.0 千円
	ダイコン	5.5a 115.7 千円
	トマト	0.3a 58.1 千円
	ハクサイ	5.0a 106.6 千円
	ピーマン	0.5a 51.0 千円
	バレイショ	6.9a 95.1 千円
	計	40.8a 805.5 千円
ツキノワグマ		0a 0 千円
	計	0a 0 千円
ニホンジカ	水稻	26.0a 289.6 千円
	ソバ	100.0a 129.5 千円
	ダイコン	2.0a 42.1 千円
	バレイショ	6.0a 82.7 千円
	サツマイモ	4.0a 112.4 千円
	リンドウ	4.0a 210.8 千円
計	142.0a 867.1 千円	
イノシシ	水稻	315.7a 3512.9 千円
	計	315.7a 3512.9 千円
カワウ	魚族	1,350kg 2,207.8 千円
	計	1,350kg 2,207.8 千円
カラス		0a 0 千円
	計	0a 0 千円

ハクビシン	大豆	3.4a	5.0 千円
	ブドウ	4.0a	307.7 千円
	枝豆	1.0a	14.9 千円
	ダイコン	0.4a	8.4 千円
	トマト	9.3a	1802.4 千円
	トウモロコシ	10.5a	84.8 千円
	スイカ	5.0a	124.2 千円
	イチゴ	4.0a	867.6 千円
	計	37.6a	3215.0 千円
合計	農産物被害計	536.1a	8,400.5 千円
	水産物被害計	1,350Kg	2,207.8 千円
	計		10,608.3 千円

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

被害は平成19年頃から深刻さを増し、現在では山沿いの集落のほとんどが被害地域となっている。農作物の被害品目も、過去には被害の少なかったダイコンやナス、ハクサイ、バレイショ等へ広がりを見せる。群れの出没頻度は堅果類が豊富な年は少ないものの、凶作の年は主に秋の収穫時期に頻繁に出没する。特に人が少ない時間帯である早朝や正午ごろに被害が発生し、人家から離れた田畑への出没や農作物被害が顕著である。また、冬期間の積雪が少ない年は、子ザルの多くが越冬に成功して群れの個体数が増す傾向にある。さらに本来の生活圏である山中から、落穂や放任果実、残渣を含む農作物等を主食とし、人里を生活圏にする群れへと変化の兆候が見られる。

町の管理計画及び鳥獣被害対策協議会事業としての個体数調整捕獲や、動物追払用花火の配布、町補助による電気柵の設置等、種々対策を講じている。しかし捕獲隊員の顔や制服、使用車両等を覚えた群れが逃避を早めたり、花火や爆音機の音や打ち上げ回数を覚えて緩慢に遠ざかった後に即再出没したりするなど、捕獲や追払い活動は非常に困難な状況にある。

確実な対策が見当たらない中で今後はさらに人里へ生息範囲を拡大して、農作物等への甚大な被害をもたらすことが懸念される。

②ツキノワグマ

山の堅果類の豊凶により出没回数は増減するが、毎年8～10月にかけて軽微な農作物被害が発生する。令和4年度は町の中心地付近から山間部に至る田畑において踏み荒らし被害が数件報告されたが、人身被害は報告されていない。

例年、山間部で水稻やクリ、自家用野菜等への若干の被害報告はあるものの、いずれも軽微であり、被害に気が付かないケースも多く、その全容は掴めていない。

また、捕獲隊の高齢化、隊員数の減少により大型獣への捕獲圧が低下の傾向にある。さらに、人馴れが進み警戒心の薄れた個体も出始めたことから、クマが頻繁に出没する集落では農作業時の精神的なストレスになっている。

③ニホンジカ

本来生息はしていなかったが、近年、県の指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲頭数が

増加の傾向にある。雌の目撃情報もあるため、豪雪地帯の当町内でも越冬拠点を見つけて、生息域を拡大することが懸念される。

近年は人里にも出没し、農作物への被害が確認されるようになった。また、山の奥地で皮剥ぎ被害の情報もあり、今後は森林被害に発展する傾向にある。県指定管理に加え町の有害捕獲も実施しているが、依然として生息数は増加か横ばいで推移していると考えられる。

④イノシシ

本来生息していなかったが、近年、県の指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲頭数が増加の傾向にある。畦畔等の掘り返しや水田等のヌタウチにより農地の復旧が必要になったり稲が倒されたりと、耕作に影響を及ぼすほど甚大な被害が発生している。また、非常に警戒心が強く捕獲も困難なため、今後はさらに個体数を増やし、山間地域を中心に被害が拡大する恐れがある。県の指定管理枠に加え町の有害捕獲も実施しており、今後も継続的な捕獲活動が必要である。同時に電気柵や防護柵の設置を推進し、農作物被害を防ぐ取組も不可欠である。

⑤カワウ

平成15年頃から町内への飛来が確認された。平成18年頃になると滝湖にコロニーが形成され個体数を増やし、伊南川、只見川流域及び田子倉湖に至るまで魚族の捕食被害が増加したが、漁協等による積極的な捕獲活動等により滝湖のコロニーは衰退した。

平成23年の豪雨災害では、河川下流にある滝ダムのゲートが損壊して湛水機能を失った。これにより河川水位の低下が長く続き、この間魚族は少数の群れで散在したため、カワウの河川への飛来数は激減した。

河川災害復旧工事中も、伊南川上流では漁協によるアユの放流が続けられた。

平成25年になると、今度は新潟県境付近にある大鳥発電所近くのコロニーから田子倉湖への飛来が始まり、同湖の魚族被害が再び増加した。

水位が低下中の河川では、魚族の散在によりカワウも数羽ごとに拡散しての飛来であったが、平成27年8月にダム復旧工事が終了し河川水位が回復したことで、今後は再び河川にカワウの群れが戻り、特にアユの放流時期には被害が増加することが予想される。

令和4年度は、河川の上空を5～6羽程度のカワウの群れが度々目撃されており、町の水産物被害防止の面からも個体数調整による捕獲を継続させる必要がある。

⑥カラス

春から秋にかけて町内全域で収穫期の農作物への被害が確認されている（自家用農作物であり1軒あたりの被害量が軽微である為、報告もなく被害の実態は把握できていない）。

⑦ハクビシン

春から秋にかけて町内全域で農地や民家敷地、民家内にも出没し被害を及ぼしている。野菜や果物などの農作物が食い荒らされるだけでなく、民家の天井裏に糞尿をまき散らす被害も発生した。町の有害捕獲は実施してきたが被害が甚大になり、より積極的

に捕獲活動を展開するため、令和4年度より捕獲隊によるハクビシンの捕獲に対し報酬を設定した。電気柵等の設置も進めているが、柵の下から農地に侵入するケースもあったため、より効果的な設置を実施する必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ニホンザル	40.8a	32.6a
	805.5千円	644.4千円
ツキノワグマ	0.0a	0.0a
	0千円	0千円
ニホンジカ	142.0a	113.6a
	867.1千円	693.7千円
イノシシ	315.7a	252.6a
	3,512.9千円	2,810.3千円
カワウ	1,350.0kg	1,080.0kg
	2,207.8千円	1,757.4千円
カラス	0.0a	0.0a
	0千円	0千円
ハクビシン	37.6a	30.1a
	3,215.0千円	2,572.0千円
農作物被害	536.1a	428.9a
	8,400.5千円	6,720.4千円
水産物被害	1,350.0kg	1,080.0kg
	2,207.8千円	1,757.4千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>①ニホンザル 管理事業実施計画により、銃器と箱わなによる個体数調整を実施。 【生息数】 ※ 只見町ニホンザル管理事業実施計画策定にかかる令和3年度町内生息状況調査頭数</p> <p>5群 合計 推定186頭 【計画捕獲数】 合計 上限 66頭 (35%)</p>	<p>①ニホンザル 捕獲数が計画頭数に満たない為、それぞれの群れにおいて、頭数の増加が推測される。捕獲隊員は各自の仕事を持ちながらの活動となるため、より効率的な捕獲方法や捕獲体制の整備が必要。</p> <p>町に鳥獣専門職員がおらず、現在は場当たりの対応になっている。知識や資格を生かした専門職員の配置と攻め(常時監視、追跡、待伏せ、一斉捕獲等)の対策が必要。</p> <p>味覚の向上による野菜や堅果類等の被害品目数の増加。 人馴れ等による追払い活動の効果</p>

	<p>②ツキノワグマ 加害個体について、銃器と箱わなによる捕獲を実施。平成26年度に実施隊を編成し緊急時等の対応を強化。</p> <p>③ニホンジカ 只見町有害狩猟鳥獣捕獲駆除特別対策事業による捕獲活動及び集落による花火等での追払い活動の実施。</p> <p>④イノシシ 只見町有害狩猟鳥獣捕獲駆除特別対策事業による捕獲活動及び集落による花火等での追払い活動の実施。</p> <p>⑤カワウ 銃器による個体数調整を実施。</p> <p>⑥カラス 被害のある地域での銃器による捕獲を実施。</p> <p>⑦ハクビシン 只見町有害狩猟鳥獣捕獲駆除特別対策事業による捕獲活動。</p>	<p>低減と高齢化に伴う集落対応の弱化。</p> <p>②ツキノワグマ 人や花火などに馴れた個体が人里に現れ、追払い活動の効果低減。山の堅果類が不作の年は出没回数が急増する。</p> <p>③ニホンジカ 以前よりも頭数が増えたものの、農作物の被害状況や群れの動向等、データの蓄積が少ない。大群での侵入時や急速に個体を増やした際の初動対策の検討。</p> <p>④イノシシ 年により出没数に差が見られるが、農地の荒らし被害が発生している。捕獲活動に加え、防護柵等の設置推進が必要。</p> <p>⑤カワウ 飛来場所が散在し、飛来時間も不規則なため、効率的な捕獲が困難。</p> <p>⑥カラス 人の生活圏の近くで銃の使用禁止区域に生息している場合が多く、捕獲のタイミングを外すことが多い。</p> <p>⑦ハクビシン 捕獲活動のみでは被害を防げない為、電気柵や防護柵の設置を推進し、かつ被害を防げる設置方法の周知を図る必要がある。</p> <p>全体の課題として、過疎化、高齢化により捕獲隊員が減少しており、担い手の確保と育成が必要。</p>
防護柵の設置等に関する	①電気柵、防護柵の設置等に対し補助金交付事業（町単：平成25年度より）を実施。	①電気柵等の設置補助は令和2年度に10件、令和3年度に13件、令和4年度に5件の実績があった。過去の実績

<p>する取組</p>	<p>②花火等での追払いを実施。 捕獲隊（実施隊）員によるパトロールの実施。</p>	<p>数よりも増加した。 豪雪地帯では、毎年設置と撤去作業が通常の維持管理作業に加わるため、手間がかかる。また補助制度利用者が固定化の傾向にあるため、定期的な制度周知、広報活動が必要。</p> <p>②個々での追払いのため、地域ぐるみで行える体制づくりが必要だが、高齢化に伴う地域対応の弱体化が課題。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>③緩衝帯の整備事業の実施。 緩衝帯整備のための刈り払い等に係る経費の補助。 （町単：平成25年度より）</p>	<p>③緩衝帯の整備については、里山林整備事業等で実施しており、今後も継続した実施が必要。また、整備後の維持管理を集落等で行えず、数年で整備前の状態に戻るのが課題。</p> <p>補助制度を設けているが実績がないことから制度の周知・広報が必要。</p>

(5) 今後の取組方針

①ニホンザル

サルによる農作物被害については深刻な状況にあり、被害区域も町内全域に及び群れも拡大している。高齢化や過疎化の進行も、農地の管理や監視、追い払い等を困難にさせている。これまでは農家や集落による個々の活動（追い払い、電気柵、放任果実の撤去等）と、捕獲隊員による個体数調整捕獲を同時に実施してきたが、サルとの知恵比べが限界に達している現状である。今後は町やJA等の団体に、鳥獣の専門的な知識や麻醉銃等の資格を有する専門員を常駐させて、サルに発信機を装着する等、群れの行動域や行動パターンを掌握し、データに基づいた先手の捕獲や追い払い活動等を実施して、人に対する極めて強い警戒心を植え付けることが必要と思われる。

常駐する専門員の指揮の下で、①捕獲体制の充実・強化②農家・集落での追い払い体制の整備も可能とする土台造りが早急に必要である。

捕獲体制の充実・強化については、「福島県ニホンザル管理計画」に基づき、「只見町ニホンザル管理事業実施計画」を策定し、個体数調整による捕獲を実施する。捕獲方法は、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊（実施隊）と連携し、銃器や箱ワナによる捕獲を実施する。また、捕獲の実施にあたっては、効率的で確実な捕獲が実施できるよう、専門員を筆頭に、地域住民と役場、捕獲隊（実施隊）との連絡体制を密にする。

捕獲以外の被害防止対策については、農家・集落での追い払い体制整備を柱に進めていく。具体的には、チラシ配布などの広報による啓発と、学識経験者等を招いての講習会や座談会等による意識醸成及び、只見町鳥獣被害対策協議会事業による動物追い払い用花火の配布を率先して行なうほか、電気柵の普及、補助制度の周知もより力強く呼びかけて、集落が主体的に鳥獣対策体制を構築できる環境整備を進めていく。

②ツキノワグマ

出没の傾向については、山地の堅果類の実りに左右され、出没が極端に少ない年もあるが、農林被害や人的被害を発生させる恐れがある個体に対し、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊（実施隊）による捕獲を実施する。また「福島県ツキノワグマ管理計画」に基づき有害捕獲にのみ頼るのではなく、里山林整備などでのゾーニングによる住み分け等についても進めていく。

③ニホンジカ

本県南会津町、桧枝岐村、栃木県日光市、群馬県片品村、新潟県魚沼市の4県2市1町2村にまたがる尾瀬国立公園をバイパスして、現在は会津若松市や猪苗代町にまで生息域を拡大している。県の指定管理事業による捕獲活動中心に進めてきたが、捕獲圧が下がると急激に頭数が増える。また、降雪量が少ない年は生息域を広げるため只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊（実施隊）による有害捕獲を実施し、農林被害及び人的被害の防止を図る。

④イノシシ

ほぼ町内全域で確認されるまでに至っており、警戒心が強く、嗅覚が発達しているため捕獲が非常に困難である。田畑を広く掘り起こし、農作物被害も発生すると甚大な面積となるため、出没場所となる山際に電気柵を設置する等の対策を強く呼び掛けるほか、県の指定管理事業による捕獲圧も高めていく。また、ソーラー式ライトやイノシシが嫌う音波の発信、唐辛子等の刺激臭の散布等、町民が手頃に行える追払い方法についても効果を検証する。

⑤カワウ

捕獲体制の充実・強化については、「福島県カワウ管理計画」に基づき、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊・漁業組合と連携し個体数調整による捕獲を実施する。

⑥カラス

農作物被害を発生させる個体に対し、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊による有害捕獲を実施する。

⑦ハクビシン

ほぼ町内全域で確認され、農作物被害や民家内に侵入し被害を及ぼしている。そうした個体に対し、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊による有害捕獲を実施する。合わせて電気柵、防護柵の設置を推進し、主に農地への侵入を防ぐ。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会南会津支部只見分会からの推薦を受けた者を只見町長が捕獲隊員として委嘱し、只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊を編成している。

また、平成26年度に只見町鳥獣被害対策実施隊も発足させ、緊急時の対応も踏まえて、只見町と只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊（実施隊）が連携を図りながら、捕獲時期や捕獲場所を協議して捕獲体制を維持していく。

有害狩猟鳥獣捕獲隊は、対象鳥獣に対し有害鳥獣捕獲又は個体数調整による管理捕獲を実施する。なお、主に大型獣を原因とした人的被害等が発生又は危険が切迫し、これの回避のため緊急避難的な活動に限定して、鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃を使用した捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ カワウ カラス ハクビシン	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ・ 狩猟免許の取得に関する情報提供及び支援（新規取得者補助、狩猟免許及び銃所持許可更新補助等） 2 捕獲機材の導入による取組 ・ 目撃情報等の収集や生息数の把握など生息状況調査の実施 ・ 捕獲機材の実証と実施体制の整備
6	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ カワウ カラス ハクビシン	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ・ 狩猟免許の取得に関する情報提供及び支援（新規取得者補助、狩猟免許及び銃所持許可更新補助等） 2 捕獲機材の導入による取組 ・ 目撃情報等の収集や生息数の把握など生息状況調査の実施 ・ 行動域に応じた捕獲方法の検討 ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲機材の実証と実施体制の整備
7	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ カワウ カラス ハクビシン	1 捕獲の担い手育成に関する取組 ・ 狩猟免許の取得に関する情報提供及び支援（新規取得者補助、狩猟免許及び銃所持許可更新補助等） 2 捕獲機材の導入による取組 ・ 目撃情報等の収集や生息数の把握など生息状況調査の実施 ・ 行動域に応じた捕獲方法の実証 ・ 捕獲方法に関する研修会の開催 ・ 捕獲機材の実証と実施体制の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県カワウ管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、只見町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準により捕獲を行なう。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、只見町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、只見町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画、只見町ニホンザル管理事業実施計画に基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。
ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。
カワウ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画に基づく基準による。
カラス	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。
ハクビシン	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による。

捕獲等の取組内容
銃器及び箱わなによる捕獲を実施。被害の頻発する7月から9月を重点期間とする。 捕獲は人的被害の恐れのある個体に対し、または農作物被害の恐れのある集落にて行なう。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害対策実施隊員によるライフル銃を使用する場合は、基本的には通常の有害鳥獣捕獲や個体数調整等の管理捕獲と区別し、主に大型獣が人の生活圏等に侵入或いは接近して、人的被害等が発生又は危険が切迫しこれを回避するための緊急避難的な活動に限定して行なう。ライフルによる捕獲以外に有効な方法が無い場合は、銃器使用が可能なエリアかつ安全な場所まで追い払った後に捕獲することを原則とする。 実施隊員によるライフル銃の使用は緊急対策であることを前提に、許可権者は銃器使用が可能なエリア内の最も安全な場所において、必要最短期間での捕獲許可を早急に行なうものとする。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	個人、集落、生産組合、捕獲隊の取り組みによる防護柵設置に対する町の支援（補助）	個人、集落、生産組合、捕獲隊の取り組みによる防護柵設置に対する町の支援（補助）	個人、集落、生産組合、捕獲隊の取り組みによる防護柵設置に対する町の支援（補助）

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	上記補助事業において集落、生産組合及び捕獲隊が設置した防護柵は、申請時に提	上記補助事業において集落、生産組合及び捕獲隊が設置した防護柵は、申請時に提	上記補助事業において集落、生産組合及び捕獲隊が設置した防護柵は、申請時に提

<p>ハクビシン</p>	<p>出される管理運用方針により管理する。 併せて町内の防護柵設置状況を調査し、現状の防護体制を把握する。その際、農作物被害調査と照合し、防護柵の効果を検証する。 また、只見町鳥獣被害対策協議会事業による動物追払い用火の配付を行ない、主として集落による追払い活動を支援する。</p>	<p>出される管理運用方針により管理する。 引き続き防護体制及び農作物被害を調査し、前年度との比較を行なう。被害が軽減しない集落があれば助言等行ない、改善を促進する。 また、只見町鳥獣被害対策協議会事業による動物追払い用火の配付を行ない、主として集落による追払い活動を支援する。</p>	<p>出される管理運用方針により管理する。 左記調査の継続及び集落からのフィードバックを検証し、現地確認又は話し合い等により、より効果的な防護体制を築けるよう支援する。 また、只見町鳥獣被害対策協議会事業による動物追払い用火の配付を行ない、主として集落による追払い活動を支援する。</p>
--------------	---	---	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
5	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<p>里山林整備事業による除伐などの緩衝帯整備を、未実施集落や道路沿いを中心に実施する。また、過年度に整備した箇所の維持管理状況を確認する。</p> <p>個人、集落、生産組合、捕獲隊による緩衝帯整備のための刈り払い等に係る経費の補助を行なう。制度の周知・広報を改めて実施する。</p>
6	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<p>里山林整備事業による除伐などの緩衝帯整備を、未実施集落や道路沿いを中心に実施する。</p> <p>個人、集落、生産組合、捕獲隊による緩衝帯整備のための刈り払い等に係る経費の補助を行なう。</p> <p>整備した緩衝帯の維持管理が十分でなく鳥獣被害が発生している集落等については、補助制度の周知を行ない、集落主体の緩衝帯整備を支援する。</p>
7	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン	<p>里山林整備事業による除伐などの緩衝帯整備を、未実施集落や道路沿いを中心に実施する。</p> <p>個人、集落、生産組合、捕獲隊による緩衝帯整備のための刈り払い等に係る経費の補助を行なう。</p> <p>集落主体で緩衝帯整備を行なった場合は、整備活動についてフィードバックを実施し、現地確認及び話し合い等により、持続可能な整備体制の構築を支援する。</p>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津警察署 只見駐在所 朝日駐在所 明和駐在所	・ 町民の安全確保 ・ パトロールの強化 ・ 緊急避難等の措置及び武器の使用
只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊 只見町鳥獣被害対策実施隊	・ 有害鳥獣捕獲の実施 ・ 緊急避難措置
只見町	・ ツキノワグマの権限移譲による有害捕獲許可 ・ 人的被害が発生した場合の注意喚起 ・ 動物駆逐用火火使用による追払い活動
会津よつば農業協同組合	・ 農業者等への注意喚起
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津西部非出資漁業協同組合	・ 漁業被害が発生した場合の、追払い活動の実施
福島県南会津地方振興局 県民環境部	・ 有害捕獲許可
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	・ 農林業者等への注意喚起

(2) 緊急時の連絡体制

別紙による。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却または埋設等により適切に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	町内全域に、国からの出荷制限指示および摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難。
ペットフード	現時点では計画していない。

皮革	現時点では計画していない。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	現時点では計画していない。

(2) 処理加工施設の取組

町内全域に、国からの出荷制限指示および摂取制限指示が出されており、当面の間捕獲した対象鳥獣の食品としての利用は困難なことから、現時点では計画していない。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現時点では計画していない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	只見町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
只見町	事務局を担当し、協議会に関する連絡及び調整を行なう。
只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊 只見町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連の情報提供、定期的な巡回および有害鳥獣捕獲を実施する。
関連自治区	被害地域の情報提供を行なう。追払い活動および集落環境の整備を実施する。
伊北地区非出資漁業協同組合 南会津西部非出資漁業協同組合	被害地域の情報提供を行なう。追払い活動を実施する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県南会津農林事務所 農業振興普及部、森林林業部	有害鳥獣による農作物の被害の防止に関する助言および指導を行なう。
福島県南会津地方振興局 県民環境部	鳥獣保護管理、環境保全担当の立場から総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行なう。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法第9条第3項第1号
隊員2名、同法第2号隊員37名、合計39名（全員が只見町有害狩猟鳥獣捕獲隊員。
隊員数は令和4年4月1日時点）
○設立日 平成26年8月1日

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲や追払い等の対策を迅速に実施できるよう、役場、捕獲隊（実施隊）、集落間
の連絡体制を整備する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の生態及び習性を地域住民に広く周知して、被害対策に役立てる。